

議案第五十三号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「次条において」を「以下」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十六条の六 任命権者は、港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）

第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号

において「出生時両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 港区職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 任命権者は、第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる措置により確認した意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになければならない。

付 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の六第一項又は第二項の規定の例により、同条第一項各号又は第二項各号に掲げる措置を講ずることができる。

（説 明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正を踏まえ、妊娠又は出産等の申出があった職員等に対して講ずる措置について定めるため、本案を提出いたします。